

令和5年度「難病サロン」開設要綱

第1 目 的

不安や悩みを抱える難病患者とその家族が交流する憩いの場を設けることにより、その不安等の軽減を図り、療養生活の維持・改善に資することを目的とする。

第2 名 称

「難病サロン」とする。

第3 実施主体

実施主体は、全県的難病患者・家族会と(公財)ヘルスサイエンスセンター島根しまね難病相談支援センターとする。

第4 実施方法

(1)利用対象

原則として、指定難病(医療費助成の対象となる難病)338疾患の患者とその家族とする。

(2)開設日時及び場所

令和6年3月1日(金)13時30分～15時 いきいきプラザ島根401研修室

(3)参加方法

原則として、事前予約を必要とする。

(4)その他

参加費は無料とする。

第5 その他

しまね難病相談支援センター職員は2名常駐し、要望があれば療養・就労相談に応じる。